

## 自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者請求		提出書類名	被害者請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金あるいは損害賠償額請求のときには、再提出の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1)●印は、必ず必要な書類です。  
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。  
★印の用紙は保険会社の窓口に備えつけてあります。
- (2)被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3)保険請求の時効  
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと時効になります。
- (4)この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等がご覧になれます。  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



# 交通事故相談所の案内

相談は  
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。

県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。

相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。

ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。

また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は電話でもお受けします。

なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根本7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132
相談時間	午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く) [受付は午後4時30分まで] できるだけ予約をしてからの来所をお願いします。	
主な相談内容	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など	
巡回相談	県内34市町(裏面参照) 午前10時～12時、午後1時～3時 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。 ※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。 詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。	



千葉県交通事故相談所



# 令和6年度(上期) 交通事故巡回相談日程表

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、急遽日程を変更・中止する場合があります。

管轄	月日 場所	お問合せ先	5月		6月		7月		8月		9月	
			日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本所	銚子市	0479(24)8734	13	月	10	月	8	月	19	月	9	月
	船橋市	047(436)2787	9	木	13	木	11	木	8	木	12	木
			23	木	27	木	25	木	22	木	26	木
	茂原市	0475(20)1505	24	金	28	金	26	金	23	金	27	金
	成田市	0476(20)1527	7	火	11	火	2	火	6	火	3	火
	佐倉市	043(484)6130	1	水	5	水	3	水	7	水	4	水
			15	水	19	水	17	水	21	水	18	水
	東金市	0475(50)1119	13	月	3	月	1	月	5	月	2	月
	旭市	0479(62)5396	20	月	17	月	16	火	19	月	17	火
	習志野市	047(453)9304	2	木	6	木	4	木	1	木	5	木
	勝浦市	0470(73)6640	28	火			30	火			24	火
	八千代市	047(421)6718	22	水	26	水	24	水	28	水	25	水
	四街道市	043(421)6107	22	水	26	水	24	水	28	水	25	水
	八街市	043(443)1119	17	金	21	金	19	金	16	金	20	金
	印西市	0476(33)4071	17	金	21	金	19	金	16	金	20	金
	白井市	047(492)1111 内線:3616	29	水	26	水	31	水	28	水	25	水
	富里市	0476(93)1117	14	火	11	火	9	火	13	火	10	火
	匝瑳市	0479(73)0088	10	金	7	金	5	金	9	金	6	金
	香取市	0478(50)1248	14	火	11	火	9	火	13	火	10	火
	山武市	0475(80)1271	23	木			25	木			26	木

管轄	月日 場所	お問合せ先	5月		6月		7月		8月		9月	
			日	曜	日	曜	日	曜	日	曜	日	曜
本所	いすみ市	0470(62)2000	14	火			9	火			10	火
	大網白里市	0475(70)0342	9	木	13	木	11	木	8	木	12	木
	九十九里町	0475(70)3107	15	水			17	水			18	水
	長南町	0475(46)2111	17	金							20	金
	大多喜町	0470(82)2111							21	水		
東葛飾支所	市川市	047(712)8529	14	火	25	火	9	火	27	火	10	火
			28	火			23	火			24	火
	行徳支所			4	火			6	火			
	野田市	04(7123)1068	10	金	14	金	12	金	9	金	13	金
					28	金			23	金		
	いちいのホール			24	金			26	金			
	柏市	04(7167)1115	1	水	5	水	3	水	7	水	4	水
	流山市	04(7158)1616	20	月	17	月	22	月	19	月		
	我孫子市	04(7185)1369	13	月	10	月	8	月			9	月
	鎌ヶ谷市	047(445)1274	17	金	21	金	19	金	16	金	20	金
浦安市	047(712)6500	13	月	10	月	8	月	26	月	9	月	
		27	月	24	月	22	月					
安房支所	木更津市	0438(23)7492	8	水	12	水	10	水	14	水	11	水
			15	水	19	水	17	水	21	水	18	水
	君津市	0439(56)1395	20	月	3	月	1	月	5	月	2	月
			27	月	17	月	22	月	19	月	30	月
	富津市	0439(80)1252	13	月	10	月	8	月	13	火	9	月
袖ヶ浦市	0438(62)3102	22	水	26	水	24	水	28	水	25	水	